

(様式第2号)

会 議 録

令和6年7月8日作成

会 議 の 名 称	第3回島本町立地適正化計画策定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年4月17日(水)午後3時～4時30分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	田中委員、植田委員、三角委員、小野委員、矢田委員 【事務局】 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、 森鎌参事、奥田参事、永井係長 危機管理室 西谷室長、山崎係長		
会 議 の 議 題	1. 会議の公開について 2. 前回委員会のご意見について 3. 誘導施策について 4. 防災指針について 5. 目標指標と進行管理について 6. その他		
配 付 資 料	「第3回島本町立地適正化計画策定委員会次第」、「第3回島本町立地適正化計画策定委員会配席図」、「島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿」、「資料1 本日の議事(計画書目次案)」、「資料2 前回委員会のご意見」、「資料3 第5章 居住誘導区域と第7章誘導施設を綴じたもの」、「資料4 第8章 誘導施策」、「資料5 第9章 防災指針」、「資料6 第10章 目標指標と進行管理」、「参考資料1 図面集」、「参考資料2 警戒レベル、情報、住民等がとるべき行動」、「島本町立地適正化計画規則」、「島本町立地適正化計画の会議の公開に関する要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「島本町立地適正化計画策定委員会傍聴要領」		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>1 開会</p> <p>委員のみなさまがお揃いになりましたので、只今より、第3回島本町立地適正化計画策定委員会を開催いたします。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>◆ 会議の成立について</p> <p>本日の策定委員会の出席についてご報告いたします。島本町立地適正化計画策定委員会委員6名のうち、本日は5名出席いただいております。「島本町立地適正化計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを報告いたします。</p>
事務局	<p>◆ 会議の進行について</p> <p>会議中での発言に際しましては、挙手いただけましたら、事務局からマイクをお持ちいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 資料の確認</p> <p>案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日お配りしている資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回島本町立地適正化計画策定委員会 次第 ・ 第3回島本町立地適正化計画策定委員会 配席図 ・ 島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿 ・ 資料1 本日の議事（計画書目次案） ・ 資料2 前回委員会のご意見 ・ 資料3 第5章 居住誘導区域と第7章誘導施設を綴じたもの ・ 資料4 第8章 誘導施策 ・ 資料5 第9章 防災指針 ・ 資料6 第10章 目標指標と進行管理 ・ 参考資料1 図面集 ・ 参考資料2 警戒レベル、情報、住民等がとるべき行動 <p>以上資料に不足等ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、これからの案件の議事進行につきましては議長、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>3 案件</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>それでは、早速ではございますが、案件に入ります。</p> <p>案件1「会議の公開について」ですが本日、傍聴の申出はありますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。傍聴の申出が4件あります。</p>
議長	<p>只今、事務局よりありましたとおり、傍聴の申出があるようです。</p> <p>つきましては、島本町立地適正化計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、案件1「会議の公開について」、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、許可しますので、どうぞ入室してください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p>(2) 前回委員会のご意見について</p> <p>傍聴者が入場されましたので、会議を続けてまいります。</p> <p>案件2「前回委員会のご意見について」事務局から説明を願います。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いします。</p>
事務局	<p><資料説明></p> <p>それでは資料2の「前回委員会のご意見」という資料につきまして説明いたします。前回委員会の主な意見について、まとめています。まず災害ハザードについて質問があり、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されているがどの程度保育所や高齢者施設・障害施設が区域内にあるのかということでした。今回、施設等の分布等々、それから区域の範囲等を重ね合わせた図面を作成しています。これについては防災指針のところで議論すべきかと思いますので、後ほど防災指針のところで説明します。</p> <p>それから同様に避難場所はどのような立地状況になっているのかという質問がありました。こちらにつきましても、分布図等を整理していますので、後ほど防災指針の中で説明します。</p> <p>それから三つ目、浸水した場合、近くのマンション等に避難させてもらうような対策は立てておられるのかという質問がありました。</p> <p>これもまた防災指針のところで改めて説明しますが、浸水時におきましては、近くのマンション等に避難ができるような協定を島本町と民間とで締結しており、順次そういった垂直避難ができるような体制を構築しているところです。</p> <p>それから居住誘導区域についてということで、前回居住誘導区域の案をご提示しました。その中で、事務局としても懸念していましたのが、家屋倒壊等氾濫想定区域の中の特に河岸浸食のエリアを居住誘導区域に含めるかどうかということです。</p>

	<p>委員の方からもハザードエリアの部分であることから除外を考えても良いのではないだろうかという意見もいただいたことから、こちらにつきまして、再度事務局の方で、整理・検討しました。本日お配りしている資料3の5-10ページをご覧ください。</p> <p>こちらに、居住誘導区域の案を掲示しています。前は、家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸侵食の範囲につきまして、居住誘導区域に含める案を提示しましたが、委員のご意見も踏まえ、また事務局でも検討した結果、河岸が崩れるというのはなかなか発生予想も難しいことから、居住誘導区域から省く方向で最終的な案としています。</p> <p>続きまして、資料2の裏面をご覧ください。三つ目の都市機能誘導区域・誘導施設についてという項目で、誘導施設の連携について周辺自治体と調整していますかという質問がありました。</p> <p>再度資料3をご覧ください。資料3の7-6ページに誘導施設の設定ということで、いわゆる町の中心地、居住誘導区域に誘導していく誘導施設の案を提示しています。</p> <p>誘導施設については、周辺の市町村の都市施設の分布状況を鑑みながら設定をしました。また、基本的には国の手引きに則って検討しており、特に手引き上、周辺自治体との調整が必要ということはないため、今回は調整について見送ります。</p> <p>それから資料2の次の意見ですが、更なる魅力向上を図る施設として、他の自治体から若者を呼び込む施設を検討してはどうだろうか、例えば私立の教育施設などを誘導してはどうだろうかという提案がありました。</p> <p>立地適正化計画の誘導施設は居住者の共同の福祉または利便のための必要な施設を設定するという考え方があり、あくまでも居住者のための施設を考えるということです。</p> <p>ですので、今回の提案は誘導施設には該当しませんが、今後の行政運営に反映できたらと考えています。以上、簡単ですが前回の意見とそれに対する対応です。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました案件2「前回委員会のご意見について」、ご質問ご意見はありますか。</p>
議長	<p>マンションの避難について事例があるということですが、もう既に働きかけをおこなっているということですか。</p>
事務局	<p>ジオ阪急さんは開発の協議の中で、避難所としてご協力いただけるということでした。その後新しいマンションができる際には声かけをしておりますが、なかなか実態としては協定の締結までできておりません。一方で本町は大阪市内と違い、基本的に津波の被害はありません。</p>
	<p>だから避難も、地震が起こって逃げる暇がないところ、そういうところは緊急避難ビルなどとの協定が必要ですが、島本町の災害は地震が起こっても津波が来ないので、すぐさま避難所に逃げる必要がないことから、あまり進んでおりません。しかしながらできるだけ機会があれば、協定を締結できるよう進めてまいりたいと考えています。</p>
議長	<p>他に何かご意見ご質問はありますか。それでは特にご質問等がないようですので引き続きまして、案件3「誘導施策について」事務局から説明をお願いします。</p>

(3) 誘導施策について・(4) 防災指針について

<資料説明>

事務局

誘導施策についてということで、案件3「誘導施策について」と案件4「防災指針について」というのは一体的なものです。そこでまずは居住誘導区域にも関連します、防災指針から説明し、ご議論いただければと思います。それでは資料5第9章防災指針をご覧ください。

まず、防災指針とは何なのかということですが、これまで立地適正化計画を作るということで都市機能誘導区域、それから居住誘導区域について検討してまいりました。そういった居住の誘導、都市機能の誘導を考えていくのに併せて、近年特に自然災害が多発していることから、防災も併せて検討が必要だろうということで、近年の都市再生特別措置法の改定に伴い、新たにこの防災指針というものが位置づけられたものです。コンパクトなまちづくりを進めていくためには、災害リスクの高い地域というのは基本的には立地抑制を図り、居住誘導区域から外していくというのが基本ですが前回の議論でも見ていただいたように本町の場合、既成市街地の大部分に浸水の可能性があり、全域を居住誘導区域から除外するというのは現実的ではありません。

ですので、一部の災害リスクはある程度許容しながら災害を低減させる取組を今回の防災指針の中に位置づけ、進めていくというための指針であると考えていただければと思います。

防災指針の検討につきましては、9-1の下にフロー図を掲載していますが、災害リスクを分析してその上で課題を整理し、この課題を踏まえ、方針、具体的な取組を設定するという流れで整理をしています。

次に9-2ページの災害リスク分析をご覧ください。図の9-2に分析の考え方と書いていますが、まずハザード情報、いわゆる洪水によって浸水するエリア、内水によって浸水するエリア、そういったハザード情報に、人口がどのようになっているのか、要配慮者施設として教育施設や子育て施設がどんなふう分布しているのか、現時点で避難所はどういったところに分布しているのかといった都市情報を重ね合わせることで、こういった地域に被害が大きく出てくる可能性があるのか、こういったところが危険なのかというのを明確にしていくという作業を行っています。9-3ページからは具体的にリスク分析をしており、まず9.2.1洪水と書いていますが、洪水が起こったときのリスク分析です。

まず、(1)想定最大規模、いわゆる1000年に一度の確率で生じる、考えうる限り最大規模の洪水が起こった場合、どの程度浸水するかという図面に、先ほどの人口密度や要配慮者施設、避難施設の位置図を重ねたものが、9-3ページから順についております。9-3ページの左側の図面が淀川が氾濫した判断した場合の浸水区域に人口密度を重ねたもの、右側の図面が水無瀬川が氾濫した場合の浸水区域に人口密度を重ねたものです。島本町は人口密度が高く、市街化区域全域に人口が張り付いているので、浸水区域の中に人口密度がすごく高いところがあるというのがまず一つ目の課題として挙げられます。

それから浸水深に関しては、3mというのが指標の一つで、浸水しなければ2階に避難することもできるのですが、3m以上浸水するところもあり、そういった部分にも住宅が張りついているということを二つ目の課題として挙げています。

次に9-4ページ、9-5ページをご覧ください。9-4ページには同じように浸水区域に要配慮者施設として教育施設や子育て施設、それから医療施設・福祉施設いわゆる要配慮者と呼ばれるような方々が利用する施設の分布図を示していますが、こういった施設は町域全域に分布しており、

浸水区域に重なっているということが課題目の三つ目です。

それから 9-5 ページに洪水の場合の町が定める避難施設の分布状況との重ね図を示しています。9-5 ページの左側の図、淀川の方で説明をしますと、洪水の避難所は浸水区域に少しかかっているところもあるもののほとんどが浸水区域の外側にあり、洪水があったときに避難できるような施設、主に小学校や中学校が避難所に設定されています。丸く実線で囲んでところが避難所・避難施設から 500m 圏内、破線で囲っているのが 800m 圏内です。一般的な徒歩圏というのが大体 800m 圏域で、500m というのはいわゆる高齢者の徒歩圏ということで設定をしています。

これを見てわかるのは、一般の徒歩圏内には基本的には避難施設が整備されているということです、ただ高齢者に目を向けますと実は 500 メーター圏内から外れる地域が一部あるといったところが一つ課題として挙げられます。これらについての対策を今後考えていかなければいけないということです。

次のページ、9-6 ページが計画規模の浸水深の重ね図を示しています。計画規模はいわゆる 100 年に一度ぐらいの規模想定です。計画規模って名付けられているのは、いわゆる河川整備計画や、河川整備をしていく際の一つの目安として大体 100 年ぐらいに一度を目安として堤防が作られますので、計画規模というふうに名づけられています。

淀川の浸水深は計画規模レベル、100 年に一度ぐらいのレベルの洪水に対しては、堤防高が十分に確保されており、基本的に島本町は浸水しないこととなります。ただ、水無瀬川はまだそこまで整備が至っていないところもあって洪水によって浸水してしまうということとなります。先ほどの人口密度や要配慮者施設との重ね図を見ていただければと思いますが、市街化区域のうち、河川沿いに、浸水するところがあり、そこには住宅や要配慮者施設が存在していることから課題と考えられます。

次に 9-8 ページ、9-9 ページをご覧ください。こちらは家屋倒壊等氾濫想定区域といひまして、前回もご議論いただきましたが、洪水が発生したときに、洪水流によって木造の家屋が流されてしまう可能性があるところを、氾濫流のエリア、それから洪水流によって、護岸が侵食されて崩れてしまう可能性があるところを河岸侵食というエリアで示しています。そういった危険地域に住宅が張りついていたり、要配慮者施設が分布していたりすることが、9-8 ページ、9-9 ページでわかり、それぞれ課題として挙げています。

次に 9-10 ページをご覧ください。家屋倒壊氾濫想定区域に避難所の位置を重ね合わせたものです。徒歩圏で言いますと、500m を超えるような地域に居住されている方もいらっしゃるのですが、それが一つ先ほど申した課題というのがあります。もう一つ、右側の図面に矢印で示していますが、河岸侵食のエリアのところにも二つほど避難所が設定されているところがあります。

中学校がこの位置にあるんですが、河岸侵食で護岸が削れてしまうところに避難所が設定されているところで、一つ課題として挙げています。

それから 9-11 ページをご覧ください。内水によるリスク分析です。内水についても、既往最大降雨が、1 時間当たり 111mm 降った場合に浸水してしまうといったエリアというのが市街化区域の中でも一部あります。また、人口密度や要配慮者施設の分布との重ね図から雨水を排水できない地域があることが一つ課題と考えています。

それから 9-12 ページから 9-14 ページまでがため池についてです。ため池についてここでは水上池、御所ヶ池、越谷池の三つのため池が仮に氾濫した場合に、どのあたりまで被害が出るかと

ということについて、分析していますが、ため池周辺に住宅等が張り付いていますので、そういった部分で被害が出る可能性があるといった形です。

それから 9-15 ページをご覧ください。こちらが土砂災害に対する災害リスク分析です。9-15 ページの左の図が人口密度と重ね合わせをしており、特に土砂災害警戒区域が指定されているようなところというのが市街化区域のちょうど縁辺部や、市街化調整区域の集落地域等が該当します。

そういったところにも集落や住宅、要配慮者施設があるなど同様の課題が存在しております。

次に 9-16 ページをご覧ください。土砂災害に対する避難所がどのように分布しているかといえますと、市街化区域には、基本的に避難施設が整備されてるんですけども、大沢や尺代の集落の方には土砂災害のための避難所がありません。

その点をどう考えていくかといったところにつきましても、一つ課題として挙げられると考えられます。

次に 9-17 ページをご覧ください。地震についてです。こちらは GIS で重ね合わせをするデータがないことからハザードマップを貼り付けておりますが、左上の図の 9-29 が南海トラフ巨大地震が起こったときに、建物が全壊する割合を示しています。

それから右の図が、有馬高槻断層帯地震が起こったときに建物が全壊する割合を示しています。島本町では有馬高槻断層帯地震のような断層帯型の地震が他にもいくつかありますが、特にこの有馬高槻断層帯地震による被害が一番大きいということもあり、断層帯の地震につきましてもこちらの図面を掲載しております。南海トラフに対して、有馬高槻断層帯地震は、比較的人口が集中してるところに全壊率が 10%以上あるところも見られます。

次に 9-18 ページをご覧ください。ここまでは大阪府が作っておられるデータをもとにしておりますが、実は島本町に大きな被害が出る可能性が高い地震の中で大阪府がデータを持ち合わせていない地震があります。それが参考として 9-18 ページの下に図面を掲載している、京都西山断層帯地震です。こちらにつきましても島本町の場合、南海トラフや有馬高槻断層帯地震よりも震度がかかなり大きく想定されています。

京都西山断層帯地震の震度ですが、赤いエリアが震度 7 に該当します。南海トラフや有馬高槻断層帯地震でも震度 7 まで行くところはありませんが、京都西山断層帯地震では震度 7 まで想定されており、その点でこの地震の被害が一番大きくなる可能性があるということでデータがまだ整備されてないところですが、今後検討を進めていかないといけないという点で課題として挙げております。

以上、分析をした上で 9-19 ページに防災上の課題を整理し、9-20、9-21 ページにそれぞれの課題の箇所を整理をしています。

そして、9-22 ページにそれらを踏まえて取組方針を設定しました。

島本町はかなり市街化が進んでいることから、災害ハザードエリアを居住誘導区域から全て除くというのは困難であり、ある程度災害リスクを共存・受け入れながら、その中でいかに被害を低減していくかを考えていかなければならないと思われまます。

よって、基本的な考え方としては、「一定の災害リスクと共存しながら、住民・事業者・行政とが連携した防災まちづくりの推進」という方針を出しました。

また、方針を元に 9-23 ページ以降、災害種別ごとに、対応の方針を入れました。9-23 ページ

の洪水についてですが、一つ目と二つ目に書いている内容として、本町の洪水被害というのは、淀川と水無瀬川の氾濫が考えられます。

淀川は既に計画規模の整備が進んでいることから発生は想定されていませんが、水無瀬川については、計画規模、100年に一度の規模では洪水が予想されます。ですので、まず淀川については河川管理者である国に対して今後も適宜適切な維持管理を図っていただくということを要望していくとともに、水無瀬川に対しては河川管理者である大阪府に対して河川整備を今後も適切に進めて欲しいということを要望していく必要があります。一方で想定最大規模の対応については河川整備だけではどうしても過大な施設整備になりますので、なかなか現実的ではありません。ですので、想定最大規模についてはある程度避難を前提とした防災対策を想定しています。一方で、家屋倒壊等氾濫想定区域について、他の洪水がある程度観測体制が整備され、事前避難するタイミングがある程度予測できますが、河岸侵食の場合は予測ができない部分も、あることから、居住誘導区域から省いてできるだけ回避していくという対応をとっていくというのが洪水の考え方です。

次に内水についてですが、内水については既往最大降雨程度の雨が降った場合、今のところ床下浸水程度で収まる予定になっています。よって、ある程度垂直避難が可能であることから、垂直避難を基本的な考え方とし、今後、下水道が整備されていないところや雨水幹線、水路等が未整備または改修が必要なところについては適宜対策を進めていくといった考え方です。

それから、ため池についてですが、ため池の場合はどうしてもそれぞれ民間の管理者がおられるのでなかなか難しいところではあり、5m未満の浸水が想定される区域、家屋が完全に水に浸かってしまうところが想定されるのでこれについては計画的な改修・維持管理を管理者にお願いしていくとともに、できるだけ被害を抑えるために適宜対策を進めていく必要があります。

それから、土砂災害に対する対応ですが、土砂災害の危険区域にはどうしても住宅や要配慮者施設が存在します。土砂災害の発生というのはなかなか予測が難しいこともありますので、基本的に土砂災害区域は居住誘導区域から外しました。

また、できるだけ回避を図りながら住宅等は居住誘導区域への誘導を図っていくという考え方としています。また、発生源対策である例えば森林の整備や砂防ダムの整備といったことにつきましては引き続き管理者である大阪府に要望していくといった対応を図っていきます。

それから 9-24 ページの地震ですが地震については、人口密度の高い地域に災害の被害が大きくなることが予想されますのでハード整備だけでなく、いかに避難を徹底していくかということが重要と考えています。それと建築物の耐震化等や不燃化等の対策、これらも並行して進めていきたいと考えています。

そして、9-25 ページ以降にこれらの考え方を踏まえ、具体的な取組を設定しました。大きくはそれぞれの災害種別の共通的なものと、それから 9-26 ページ以降が洪水から内水、ため池、土砂災害、地震といったそれぞれの種別ごとの対策とに分けて整理をしました。

9-25 ページの共通の対策といたしましては大きくは意識啓発、情報共有ということで災害が起こったときには逃げてくださいといった災害警戒情報の伝達をやっていくといったことなどのソフト対策が中心になっています。

また、先ほど課題でも説明しましたが、土砂災害の場合、逃げてくださいと言っても逃げる場所がない地域の方にはできるだけ早めに逃げていただくように誘導していくような対策を情報伝

	<p>達という形で取っていきたいと考えております。</p> <p>それから、防災組織の整備や避難施設の整備を進めていく予定です。また、避難施設の区域の一部が河岸侵食の区域がかかっているところがあったかと思えます。そういった避難施設について、避難したところが災害の被害を受けまいよう、避難所の使い分けを図ります。</p> <p>洪水で特に河岸侵食の恐れのあるようなときは、そういった避難所を使わない、また、ある程度交通事故が起こっても安定した状態で、避難した人が生活できる場合はそこを使うといった、避難所の使い分けみたいなものやっています。</p> <p>それから洪水の部分で高齢者の方々が避難できないエリアがあるんじゃないかという話で、先ほど質問がありましたが、今後、近くのビル所有者への垂直避難の協力要請、そういったことを進めていくといったことを避難所が不足しているところについて対応を図っていきたいと考えています。それから避難路の整備や9-26 ページの防災減災のための指針も含めて、地区防災計画などの計画作りを並行して進めていきたいと考えています。</p> <p>それから洪水については、大きくは移転促進と基盤整備ということで、さきほども申しましたように、家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸侵食については、居住誘導区域から外すことによって、ある程度誘導を図っていく、その一方で、河川整備・維持管理を進めていくといったこと。</p> <p>それから、内水については、雨水幹線・水路整備などを進めていくこと、ため池についても基盤整備ということで、点検や改修・維持管理なんかを進めていくといったことを記載しています。</p> <p>それから、土砂災害につきましては、土砂災害の警戒区域は居住誘導区域から基本的に除外することにしています。今後、居住誘導区域外に住まれる方も出てくる可能性があります、そういったときにはそこが土砂災害警戒区域に指定されているということを周知することが必要と思われまます。</p> <p>特に JR 島本駅の西側の土地区画整理事業のところ、今後住宅が立ち並ぶところに土砂災害警戒区域がかかっています。そういったところも居住誘導区域から基本的に今回省いています。今後、届出が出てきたときに周知をしていくことが必要になってくると考えています。</p> <p>それから同様に土砂災害のことで基盤整備や制度の活用、特に制度の活用の中では、土砂災害警戒区域内に住宅地がもしあった場合、その補強のための補助制度といったものがあります。そういったものを活用しながら、低減の対策を図っていくという形になります。</p> <p>それから地震につきましても耐震化等の基盤整備を進めるとともに、制度活用として耐震補助制度があります。</p> <p>民間住宅への耐震支援といったものがありますので、そういったものを活用しながら耐震化を進めていくといった取組を取り組んでいきたいと考えています。</p> <p><意見交換></p> <p>議長 ご説明ありがとうございました。案件4「防災指針について」先に説明していただきましたが、内容についてご質問ご意見ありましたらお願いします。</p> <p>委員 9-10 ページのところの家屋倒壊等氾濫想定区域に避難施設が存在するというので、中学校にかかっているところがあると思うのですが、多分敷地にかかっているのは間違いないと思うんですけど建物の配置とか見て、やっぱり建物がかかっているということによろしいですか。</p>
--	--

事務局	校舎の一部が河岸浸食の区域にかかっています。
議長	この中学校というのは結構新しい建物ですか。
事務局	おそらく昭和 52～53 年頃の旧耐震の建物で建ててから 30 年～40 年ぐらい経っております。
議長	建替の可能性はどうですか
事務局	当初建築した時に比べ増築しており、現時点でどうしていくということは決まっております。
事務局	先ほどご意見いただきました、避難施設の町立第二中学校の河岸浸食のかかり具合というところで、参考資料 1 の図面集の 15 ページをご覧ください。 参考資料 1 の図面集 15 ページの水無瀬川沿いでピンク色に塗られているところに河岸浸食がかかっています。河岸浸食のかかっているところをご覧くださいと、避難施設でかかっているところがあり、第二中学校の校舎や体育館が一部区域にかかっていることがわかりいただけます。
事務局	事務局から補足で、前回質問のありました介護施設の分布が河岸侵食にかかっているかどうかにつきまして、同じように図面集の 28 ページ・29 ページのところに通所型の介護施設、入所型の介護施設、障害者施設の分布図を入れております。要配慮者の方々もいらっしゃって、なかなか避難が難しいところにかかっているところもございます。 こういったところにつきましては、避難確保計画というものをそれぞれの施設の方が作っており、確保計画に基づき、避難体制の整備を進めております。 ただ、一部、河岸侵食がかかっているところで避難確保計画ができてないところもありますが、今後そういった確保計画ができてないところについては計画を作っていただいて、体制を整えていきます。
議長	9-18 ページで説明いただきました京都西山断層帯地震なんですけどもこれはシミュレーションがないのでしょうか
事務局	こういった地震に対する避難想定は、大阪府が中心になって作っているところです。海溝型の地震として南海トラフ巨大地震、それから断層帯型の地震として有馬高槻断層帯地震が想定されています。どうしても大阪府の中心部が中心になっておりまして、遠方のところで特に被害が出てきそうなところ、特に京都西山断層帯地震というのがかなり端の方の断層帯のため、大阪府でシミュレーションがされておられません。 ですので、今後また大阪府と島本町との調整の中でだと思いますが、こういったもののシミュレーションを検討いただくことができればいただくような形で、災害への対応策を留意していかないといけないと考えているところです。

議長	京都西山となっていることから察するに京都の方にも関わってくることなんですか。
事務局	ちょうど京都と大阪の境のところに断層帯が入っておりまして、そこがずれたときの地震です。
委員	具体的な取組のところ、避難施設の整備に高齢者や障害者、女性、外国人などに配慮したっていうことはあるんですけども、やっぱり子育て世帯もたくさんいらっしゃるってことなのでそこに乳幼児というのも一言付け加えていただいた方が安心できるのではないかなと思います？
事務局	記載につきまして、ご意見を踏まえまして検討させていただきます。
事務局	先ほど乳幼児ということでご指摘がございましたが、島本町の方で避難行動要支援者ということで、避難行動の要配慮者っていうのを定義付けしています。 その中には乳幼児も含めて避難行動要支援者の取組を進めているところです。
議長	先ほどの意見は入れる方向になりますか。
事務局	入れる方向で検討させていただきます。
委員	9-5 の避難施設の設置位置でこれから西側は居住地域が増えて住民も増えると思うので、新しく転入された方に避難所の位置の案内とか、そういうのは考えられていますか。 それとも自分で島本町のホームページを見て、どこに避難所があるか把握しておくべきというお考えですか。
事務局	新しく転入されてこられた方にはまず住民登録される際に、こちらの島本町のハザードマップ、をお配りしています。 それと今年の2月から大阪防災アプリというものを始めましてアプリを入れておいていただければ、ほとんどの災害情報がほぼ全て入ってくるような状況のものがありますので、あわせて周知しています。
議長	他には何かご意見ありますでしょうか。特にないようですので、案件3の説明をお願いします。
事務局	<資料説明> 資料が前後して恐縮ですが、資料4をご覧ください。 誘導施策という、先ほどの防災指針の取組とあわせまして、ご議論ご検討いただきたく思います。資料4第8章誘導施策ということで、第1回目の委員会的时候に、立地適正化計画計画の方針といたしまして、誘導方針、大きな観点として都市機能をできるだけ町の中心に集中させていきたいと思いますという都市機能の観点と、それから公共交通と徒歩で暮らせるようなまち作りをしていきたいと思いますという観点と、居住誘導区域に人を呼び込む誘導していくわけですが大沢・尺代の

ような市街化調整区域の集落地域についても、決しておろそかにしませんという集落地域の観点、そして今申しました災害の観点の四つの観点で方針を設定しました。その方針に基づき、計画の具体的な取組を資料4の8-1ページでまとめています。ただ方針4の災害については、防災指針の方で詳細に整理をしましたので、ここでは方針1～3に対する都市機能の観点、それから公共交通と徒歩で暮らせる観点そして、集落地域の観点でまとめております。

ではまず8-1ページをご覧ください。「都市機能の集約による便利でにぎわいある拠点作り」ということで、都市機能誘導区域を町の中心部に設定しました。大きな観点としては町の中心部に都市機能を集約していきましょう。またはそういった施設をうまく再編して使っていきましょうという観点で誘導区域に誘導するということや、現在、新庁舎も作られています新庁舎の再編、それから今後、民間で都市機能を誘導していくような施設があれば例えば公共と一体となったPPP、PFIをうまく使いながら、効率的な整備を図っていきますということを書いています。

それからこの分類の中で二つ目のにぎわいのある拠点作りということで都市機能をまちの中心部に誘導するだけじゃなくてそこでにぎわい作りを図っていきましょうというところで現在行われております JR 島本駅西地区の市街地整備や店舗・イベントなどによる活力ある商店街にしていくとか、それからまちなかでの人々の交流や活動施設ですね、こういったものを引き続き整備していくといった取組をしていきたいと考えています。

それから三つ目の視点として公的不動産・低未利用土地の活用ということでどうしても、中心市街地で徐々に空家、空店舗が増えてきておりますので、利用促進を図ったりとか、低利用土地の適切な利用と管理といったことを検討していきたいとそれから三つ目の観点として魅力向上のための担い手作りということで、いわゆる施設を整備するといったハードだけでなく、そこにおられる人々に対してですね、例えば事業者の支援や企業立地のための促進であったりとか、そういう担い手を作っていくための取組も併せてやっていきましょうということです。

それから8-2ページに、そういったものを使うための支援制度を充実させていくために現在島本町でもやっておられます、企業立地促進奨励金制度などを活用した、企業立地の促進やそういったものを適切に使って町の中心部分をにぎわいのある拠点にしていきましょうといったことに取り組んでいきたいと思えます。

次に8-3ページですが、「公共交通と徒歩で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり」ということでこれも同じように分類で見いただきますとまずは安全、便利、快適で外出しやすい環境整備ということでそこに人を呼び込み誘導していただくだけでなく、良好な住環境を合わせて作っていくといった視点での取組、それから現在の公共交通を維持していく、またはその利用環境を向上させていくための取組、それから居住を誘導していくための支援制度、例えば空家に対する支援制度なども適切に活用していく、そういった部分に取り組んでいきたいと思えます。一方で健康という観点では、高齢者などが、外に出ていけるようなそういった取組や住民が主体となった健康作り活動やイベントへの町としての支援などを図っていく予定です。

それから、8-4ページが「持続可能な集落地域作り」ということで市街化調整区域に集落がありますので当然そこに住まわれている方の生活を維持していく、集落での生活コミュニティの維持のための支援ということでこれまでもやっています見守りや支え合いといった地域活動の促進も含めた取組を図っていきます。

また町全体でもやっています、空家等の活用や一番大切な部分としては、都市部とのアクセス

	<p>性の確保ということで現在通っていますふれあいバス、それから乗り合いタクシーの制度をできる限り維持していくといったことを考えています。その他、相談窓口の設置なども踏まえ、そこに住まわれている方々が立地適正化計画によって不便にならないような取組をしていこうと考えております。それと先ほどの災害に対する取組を合わせまして立地適正化計画の取組としたいと考えております。</p> <p>また、8-5 ページ以降は少し補足的なものになりますが、まち作りにおける公的不動産の活用方針とは、今後、国の補助制度を活用していくときに、立地適正化計画の中にこういった公的な不動産の考え方っていうのを入れておく必要があることとなります。</p> <p>例えば今後、遊休地を使って国の補助制度などをもし活用する場合は売却や賃貸だけでなく、都市機能の誘導も検討しますという内容を書いております。</p> <p>それから8-6 ページが、低利用土地の有効活用と適正管理のための指針ありますが、これも国の制度で、低未利用土地いわゆる空家、あき地をいかに適切に活用していくかというもので、国の制度を仮に活用するときに、こういった指針等が必要になります。書いてあることとしては居住者の利便を高めるような施設の立地や居住環境整備のための敷地統合などを今後低未利用土地の活用のためにやっていきますということが書いてあります。</p> <p>そして最後8-8 ページ、届出勧告制度ですがこれが大切で、立地適正化計画を策定すると、前回議論いただきました居住誘導区域、都市機能誘導区域、そこに居住や施設を誘導することから居住誘導区域外に今後、住宅等を建てるような場合は届出が必要になります。これは決して建ててはいけないというものではなく、あくまでも町が住宅開発の動きを把握していくために、必要になります。</p> <p>同様に8-9 ページは都市機能誘導区域の方ですが、都市機能誘導区域外に前回ご議論いただきました誘導施設を仮に整備しようとした場合も同じように届出が必要になります。こういう形で、緩やかに都市機能誘導区域や居住誘導区域に人々、住宅、施設を誘導していくことでコンパクトなまちづくりを進めていくという考え方のもとの制度です。</p> <p><意見交換></p> <p>議長 それでは案件3「誘導施策について」ご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。</p> <p>委員 すみません8-1 ページの真ん中ぐらゐの実施時期の目標と書いてあって歴史文化の情報発信拠点としてっていうところだけ短期5年って新庁舎はわかるんですけど、この歴史文化資料館の有効活用が5年で終わってるのは何か理由があるんでしょうか。</p> <p>事務局 こちらの5年につきましては、当初他の実施時期とかと合わせた形で照会させていただいたところ最終的にこういう5年ということで担当課からの回答があったことによるものです。</p> <p>また、今後歴史文化資料館の整備が想定されますことから、整備の期間というところで5年というふうな形になったというところもございます。</p> <p>委員 5年ぐらゐをめどに、建替やリニューアルするとかそういう計画があるという意味でよろしいですか。</p>
--	--

事務局	<p>今年度から歴史文化資料館の利活用計画を策定し、施設をより皆さんに利用していただけるような方向性みたいなものを定めたいというふうに考えています。ただ建物自体がなくなったりするわけではなくて、建物をより有効活用するのと、資料館の資料館としての機能をどうするかということを今後検討していくというスパンがこの5年以内ということです。ただ歴史文化の情報発信の施策としては、今後ずっと継続して続いていくというのは間違いありません。ただこの表記に関してはちょっと検討させていただく必要あるかなというふうに考えております。</p>
議長	<p>何か私も今ご質問を伺って有効活用って書いてあると、何か5年だけちょっと違和感があるので有効活用の検討ということでしたら5年間にするっていう話でいいのかなと思いますので、ちょっと表記について検討していただければと思います。</p> <p>有効活用するのは5年後もずっと続くということであって、検討するのは5年以内にやりますということでしょうか。</p>
事務局	<p>いただいた内容を踏まえ、この有効活用のあとに検討なり、そういったものを入れさせていただくよう伝えさせていただきます。</p>
委員	<p>この誘導施策の場所というのは、多分かなりの人が住んでおられるところと推察します。中心部に集まったところだと思います。さっきから照らし合わせて見ていましたが、防災指針で人がすぐ住んでいるところは洪水などの浸水区域に入るんですよ。</p> <p>ほぼ浸水区域にかかっているから避難施設がないということですか、避難施設というのはそういうところを外しておくものなんですか。何が言いたいかというと、人がたくさん住んでるところに避難施設がないというのがピンとこなくて。誘導施策っていうのは都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点作りっていうので、その通りかなと思いますが、前回の会議でおっしゃった大きなスーパーであるとかそういったものを持ってくるっていうのであれば、それをうまく避難所とかっていうのに兼ね合わせたようなことを考えるっていうことをしないと現実的じゃないかもしれませんが、いざ何かがあったときに避難施設から500m以上離れてるとかっていうのは、障害のある人とか高齢者とか、ちっちゃい赤ちゃん連れてくるお母さんからすると少し人を集めるっていうのであれば、何かあったときにそこでどう対処できるっていうようなことを兼ね合わせたような施設にしていきたいのかなと。</p>
議長	<p>8-1 のところで誘導施設を都市機能誘導区域に誘導しましょうという話が最初に出ていますが、全体的に見ると、災害が起きそうな場所がほとんどなのでそこが誘導区域になっているということでもありますよね</p>
事務局	<p>誘導施策ということで具体的に言いますと都市機能誘導区域というのが、JR島本駅から阪急水無瀬駅を中心としたエリア、このあたりが都市機能誘導区域というところでまちの中心、いわゆる商業や行政施設、そういった町の中心となるものを誘導していきましょう、にぎわいを作っていくというところで、まず誘導施設はそういったところに集積させていきましょうという考え方を一つ持っています。ただ、今委員から言っていたように、中心の部分というの</p>

	<p>は例えば洪水一つしても比較的浸水深の高いエリアにありますので、確かにある程度災害リスクというのは考慮しなければいけない。それではどういう対策が取れるかということで、一つの対策の方法として避難所を設けていきたいと思いますということになります。</p> <p>ただ、避難所の位置というのは当然避難する場所ですから、そこで被害が起こってはいけませんので、例えば洪水のエリアからはできるだけ外れた位置に避難所を設けないと、もし避難したはいいけどそこが洪水で浸水してしまったら、二次被害が起こってしまうので、避難所というのはそういった洪水エリアから離れたところに作る傾向になっているのが島本町の考え方です。</p> <p>ただ先ほどの圏域から考えて、確かに小さな町ですので、ある程度歩いて行ける距離に何とかあるので何とかなってるというところではあります。ですが、委員が言われるようにただ人が集まるところに避難所があった方がいいんじゃないかというのは考え方の発想の逆転で、まさしくそういう考え方もあってもいいのかなという感じはします。</p> <p>例えば今後、公共施設で浸水深という話であれば仮に3階以上の建物ができたとしたら、3階や4階の部分避難所として開設するようなことはありうると思われれます。</p>
事務局	<p>委員の言う通りと思われれます。避難所は住んでいるところに近いのが理想だと思いますが、基本的に避難所は、公共施設を中心に、例えば浸水や土砂災害、地震それぞれに適用する場所を避難所として選んでいますのでどちらかというと皆さんが住んでおられるところに少ないような実態にはなっています。今後、民間施設がどんどんできてくるようであれば、他の市町村でもやられたようにパチンコ屋さんの立体駐車場などを避難所とするなど、実は島本町にも過去にはパチンコ店がありましたので、1か所避難所としていましたが、潰れてしまったので、現在はありませんが、できるだけ皆さんの住んでいるところに避難所があればという理想の部分をめざしていきたいと思います。ただ、浸水区域内の避難所にやっぱり逃げさせていただくと先ほど説明しましたように結果的に二次被害になる可能性もあることから、町としては、できるだけ早いうちに避難情報を出して、安全なところ、学校とかそういうハザードがないところに逃げさせていただく、そういうことを皆さんにお伝えしているところです。</p>
議長	<p>この区域への誘導のときに防災面も考えていただくという、先ほどマンションと協定をするという話もありましたけど、多分そういうことを含んで誘導という考えだと思うんですけどそれでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。</p>
議長	<p>他に何かご意見ご質問ありますでしょうか他はよろしいですか。それでは次に進みまして、案件5「目標指標と進行管理について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料6の目標指標と進行管理をご覧ください。この目標指標と進行管理というのは何のためにあるかということですが、最近の行政計画というのは計画を作りっぱなしではなくて実現をしていくことが求められます。そういう意味で今回の立地適正化計画は4つの方針で計画を策定してきておりますが、これがちゃんと実行に移しているかどうか、それを指標に基づいて判</p>

断していくということが必要ということでこの目標指標というのを検討しているところです。10-1 ページに 4 つの方針の方針 1 に基づくもの、方針 2 に基づくものから次のページ方針 3 に基づくもの方針 4 に基づくものといった資料を入れております。

10-1 ページ方針 1 「都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点作り」に基づく目標指標として二つの設定指標を設けました。一つは都市機能誘導区域内の誘導施設数です。現在、都市機能誘導区域内には 6 つの施設があります。今後この施設を当然維持していかないといけないと思っておりますし、まちづくりのにぎわいを高めていくためにも、必要に応じて増加させていくという目標です。それから商店街の空き店舗数というのを二つ目の目標指標にしております。当然、町の中心部、特に商店街に空き店舗が増えていくというのはよくないので、できるだけそれを減らしていくという意味で現在 9 店舗空き状況があるんですけどそれを減少させていくというのが一つ指標として考えております。

それから方針 2 ですが、方針 2 は「公共交通と徒歩で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり」ということで内容的にも広い範囲のことを入れていきますので目標指標についても他より多くなっています。

一つは公共交通のことを書いていますが、公共交通や自転車、徒歩で移動する人の割合、できるだけ公共交通と徒歩で動けるような、そんなまちづくりを進めていきたいということがありますので、その利用者の割合というのを一つ指標としました。

出典が書いておりませんがパーソントリップ調査の数値を基準値として令和 3 年度のデータで利用者割合というのが 74%と出ております。ですので、必要に応じてもっと増やしていくということです。

それから、保育所等の待機児童数を現在 0 人ですが、今後も 0 人を維持していきたいと、それから健康という意味でいきいき百歳体操の参加率を設定しています。現在 65 歳以上が 7.5%、75 歳が 10.5%の参加率ですが、これを高め維持し増加させていきたいと思っています。

それから居住誘導区域内の人口割合としています。現在市町全体の中で 83.4%の方が居住誘導区域内に住まわれていますが、これを維持もしくは増加させていく、そうした施策をとっていききたいと考えています。

それから 10-2 ページの方針 3 については、「持続可能な集落地域づくり」ということで目標指標としては、乗り合いタクシー制度を今後も維持していくということを目指して入れていきます。

それから方針 4 「災害に強い安全・安心なまちづくり」に対する目標としまして、雨水整備率を現在の 8.7%から今後着実に増加させていきたいということ、それから自主防災組織の加入率、現在 51.3%程度ですがこういったものについてもソフトという側面で維持増加させていただきたいというのが、目標指標です。

次に 10-3 ページをご覧ください。施策達成状況の評価方法ですが、立地適正化計画は 20 年後を目標にした計画ですが、基本的には 5 年ごとに評価し見直していただきたいというのが国の考え方です。

ですので、概ね 5 年ごとに、何らかの形でこういった評価指標を確認しながら、進捗状況を確認していく。そして必要に応じて見直しを図っていきながら、コンパクトなまちづくりを進めていくという考え方を示しております。

議長	では、ご意見ご質問ありましたらお願いします。
委員	すいません表の2の整備目標のところ一番下ですが居住誘導区域内の人口割合で現状の維持・増加ということですが維持だとこの計画を作った意味があんまりないんじゃないかと思うので増加をめざすという方向にさせていただけたらと思いますがいかがですか。
事務局	今後の人口減というようなところがありますので、方向性としては増加ってところをめざしてはいきたいと思っているものの、一旦維持・増加という形で書いておりますが、今後検討させていただきたいと思います。
委員	割合として町の人口がどうなるかわかりませんが、めざしていただいた方がいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。
事務局	増加というところで、ちょっと考えさせていただきたいと思います。
議長	人口減少ですけど中心部はまだ若い人が多いと、そんなに減らないのかなという気がする。むしろ人口減だとこの区域内の人口の割合増えるのではないかと気もしないでもないです。
委員	保育所等の待機児童数ですがこれ令和4年から令和27年で人口が減っていくと、多分これ待機児童というよりは、余っちゃうのは保育所とっていて、人が入らない保育所をどうするかという問題の方がもう結構出てきていますし、それから、反対に一気に増えた子たちが小学校に上がったときの学童の問題とかどうなのかなと思います。
事務局	待機児童数を入れた理由につきましては基本的には上位計画である第五次総合計画との整合性が必要と判断し、そういったところから子育てに関する指標ということで第五次総計の方に待機児童数という記載があったことからこちらの方針にも子育てに関する指標が必要ということで待機児童数を入れた次第です。
事務局	ご意見いただいたような内容に関しまして、即答はできないので、関係部局とどういう項目を入れるかということは、調整します。
議長	ご検討いただけるということですのでよろしくお願いします。
委員	商店街の空き店舗数が今9店舗ということですが、これは全体では何店舗ぐらいありますか。
事務局	母数につきましては、現時点で資料の持ち合わせがありますので次回の会議にまでにはお調べした上でお伝えできるように努めてまいります。

議長	<p>例えば 30 店舗あってそのうち 9 店舗が空き店舗だと結構深刻な状態なのかなという数によって感じ方が違うので教えていただければと思います。</p> <p>他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。全体を通して質問意見がありますっていうことがあればお願いします。</p> <p>特にないようですので案件 6「その他」について。事務局の方で何かありますか。</p>
事務局	<p>(5) その他</p> <p>2点あります。まず参考資料 2「警戒レベル、情報、住民等がとるべき行動」をご覧ください。こちらの出典のところでは令和 2 年 2020 年 3 月作成と書いていますが、こちら令和 3 年 5 月 20 日に計画を改定しておりまして、その改定に伴いまして内容も一部変更が生じております。申し訳ございません。次回の会議の際に改定内容を反映したものを再度配布します。</p> <p>加えて、今回の会議で立地適正化計画で検討しないといけない内容につきましては以上となります。今後の予定といたしましては今回ご議論いただきました内容を踏まえ、素案として、それをもって住民の方々にパブリックコメントという形で意見を聴こうと考えています。</p> <p>パブリックコメントに諮る内容について、次の会議でご議論いただきたいと思いますと考えております。次の会議の予定といたしましては今年の夏頃を予定しております。事務局からは以上となります。</p>
議長	<p>その他、委員の皆様から何かご意見ありますか。特にないようですので、以上で本日予定してました案件は全て終了しましたので進行を司会にお返しします。</p>
事務局	<p>委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましても本日は大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。それでは第 3 回島本町立地適正化計画委員会を閉会させていただきます。</p>